

部局名	子ども部	所属名	元気子ども課	所属長名	矢部 和子	電 話	483-1151 内線2260
-----	------	-----	--------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（PLAN）

コード	4198	事務事業名称	子ども手当支給事業					短縮コード	経常	4198	臨時	4199
予算区分	会計	01	一般会計	款	03	民生費	項	02	児童福祉費	目	02	児童措置費
区 分	☐ 自治事務 ☒ 法定受託事務 ☐ その他			根拠法令等		平成22年度における子ども手当の支給に関する法律 国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律						
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）												
○平成22年「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」制定 中学校修了前までの子どもを養育している者に、子ども手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援する。												
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測				総合計画の施策体系	5本の柱（章）	01	健康福祉都市をめざして					
子ども手当は、平成23年9月までの延長が決定しているが、10月以降の制度については、国において検討している。 今後は、国の動向に留意し、決定内容に応じて対応する。					大項目（節）	02	社会福祉					
					中 項 目	01	児童福祉					
					小項目（施策）	02	児童の健全育成の推進					
					細 項 目	03	経済的基盤の支援					
				実施計画の計画事業								
計画事業の位置付けの有無				☐	計画事業期間		平成22年4月 ～ 平成23年3月		計画事業費		千円	

2. 事務事業の目的・指標・実績（DO）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	出生から15歳到達後の3月31日までの児童を養育している保護者							
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成22年度に実際に行ったこと： 認定請求書を元気子ども課又は最寄の支所にて受理し、審査のうえ子ども手当を支給（年3回6・10・2月に前月までの分を請求者に支給する。）							
	※平成23年度に計画していること： 認定請求書を元気子ども課又は最寄の支所にて受理し、審査のうえ子ども手当を支給（年2回6・10月に前月までの分を請求者に支給する。） 10月以降については、国の決定内容に応じて対応する。							
意図 （何を狙っているのか）	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、子どもを養育している保護者に対して手当を支給する。							
ねらい（上位施策の意図）	入力対象外							
区 分				単位	21年度	22年度		23年度
					実績	計画	実績	計画
対象指標	指標1	対象児童数	人		30,000	31,168	31,672	
	指標2							
	指標3							
活動指標	指標1	パンフレットの配布	件		20,000	23,078	0	
	指標2							
	指標3							
成果指標	指標1	子ども手当受給者数	人		20,000	28,433	28,441	
	指標2							
	指標3							
上位成果指標	指標1							
	指標2							
	指標3							

コード	4198	事務事業名称	子ども手当支給事業				所属名	元気子ども課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。				☐ 改革・改善して継続		子ども手当は、平成23年9月までの延長が決定しており、これまでどおり継続するが、10月以降の制度については、国において検討している。 今後は、国の動向に留意し、決定内容に応じて対応する。	
					☐ 手法プロセスの改革・改善			
					☐ 事業規模の拡大・縮小			
					☐ 統合・役割見直し			
				☐ その他				
				☐ 廃止・休止				
			☐ 事業完了					
			☒ 現状のまま継続					
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			子ども手当は、平成２３年９月までの延長が決定しているが、１０月以降については、手当制度が未定のため経費・成果の方向性を判定するのは困難である。	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☐	☐	☐		
			不 変	☐	☒	☐		
			低 下	☐	☐	☐		

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
手当の増額を求める声がある。 10月以降の手当制度について関心を寄せている。									

所属長コメント	23年9月以降の取扱いについては、国の決定がされ次第速やかに対応し適正運営に努めて参りたい。								
評価調整委員会評価	☐ 改革改善して継続			担当課の評価のとおり、現状のまま継続とする。但し、国の動向に注視し対応すること。					
	☐ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☐ 統合・役割見直し								
			☐ その他						
☐ 廃止・休止									
☐ 事業完了									
☒ 現状のまま継続									